

【第1部 消費税総額表示ガイドライン】

1. はじめに

2013年10月1日に施行された「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が2021年3月末に失効となり、2021年4月1日以降、消費税法第63条に基づき、不特定多数の者にあらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、例外なく消費税等相当額を含めた総額表示とすることが必要となっている。SS事業者についても、燃料油等の価格表示について法令の遵守が求められる。

本ガイドラインは、ガソリンスタンドにおいて総額表示義務の対象となる価格表示について例示等を行うことで、法令に準拠した価格の表示方法を周知し、消費者の混乱を回避することを目的に定めたものである。

なお、本ガイドラインは、独占禁止法の趣旨に則り、SS事業者に対して特定の表示方法を強制するものではなく、あくまでもSS事業者の自由意思に基づき採用される性格のものである。

(参考)

【消費税法】(第63条 価格の表示)

事業者(第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等(第7条第1項、第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。)を行う場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。)において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

(平成16年4月1日施行)

2. ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインでは、SS事業者による以下の対象における価格表示について取り扱うこととする。

- ① 看板・価格ボード、チラシ等の広告
- ② セルフSSにおけるPOS（注文機）画面

消費税法第63条に規定されている総額表示義務により、消費者の購入意思決定前に表示する価格はすべて消費税等相当額を含む総額（内税）表示とする必要があるため、①及び②は総額表示義務の対象に該当する。

3. 価格表示の方法

(1) 看板・価格ボード、チラシ等の広告

- ① 看板・価格ボード、チラシ等の広告における単価表示は、内税表示とする。
- ② 「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

(注) 本ガイドラインにおいて「看板・価格ボード」とは、サインポール、防火壁、セールスルーム内に掲示される固定式の価格看板やボード、可搬式の価格看板を指す。また、「チラシ等の広告」とは、チラシ、ダイレクトメール、パンフレット、テレビやインターネット（WEB）等を利用した広告を指す。

なお、ガソリン・灯油・軽油等の石油製品のみならず、看板・価格ボードにてタイヤ、バッテリー、エンジンオイル、洗車、車検、その他のSSで取り扱う商品・サービスの価格表示を行う場合についても上記の方法によることとする。

(2) セルフSSにおけるPOS（注文機）画面

- ① セルフSSにおけるPOS（注文機）画面における単価表示は、内税表示とする。
- ② ただし、POSシステムにおける計算処理が外税ベースであり、価格表示機能付き計量機に表示する単価表示が外税表示である場合、計量法上、POS（注文機）画面と計量機の表示は合わせる必要があるため、POS（注文機）画面での単価表示は外税表示及び内税表示とする。

4. 価格表示の例示

以下の表示例は、本ガイドラインの内容に沿った表示パターンを、参考として対象別に例示したものである。

【店頭看板による価格表示例】

(横タイプ看板)

現金価格			
ハイオク			円/リットル
レギュラー			円/リットル
軽油			円/リットル
灯油			円/リットル

(縦タイプ看板)

現金価格	
ハイオク	円/リットル
レギュラー	円/リットル
軽油	円/リットル
灯油	円/リットル

① 単価表示は内税表示とする。

② 看板の中あるいは外側部分において「消費税込」「税込」等は表示しない。

【価格ボードによる価格表示例（洗車料金の場合）】

洗車メニュー			
水洗い洗車	WAX洗車	撥水洗車	手洗い洗車
円	円	円	円
RV車・1BOXは+000円となります。			
室内清掃は+000円頂きます。			

① 金額・単価表示は内税表示とする。

② 看板の中あるいは外側部分において「消費税込」「税込」等は表示しない。

【POS（注文機）画面による価格表示例】

<内税単価のみ表示する場合>

ハイオク ガソリン	レギュラー ガソリン	軽油
円/L	円/L	円/L

<内税単価と外税単価を表示する場合>

ハイオク ガソリン	レギュラー ガソリン	軽油
円/L（税抜）	円/L（税抜）	円/L（税抜）
円/L（税込）	円/L（税込）	円/L（税込）

【第2部 インボイス制度における適格請求書表示ガイドライン】

1. はじめに

2016年の消費税法改正により、2023年10月1日より適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という）が開始される。本ガイドラインは、インボイス制度開始に伴い、SS事業者が発行する適格請求書（以下「インボイス」という）の表示について例示等を行うことで、法令に準拠した表示方法を周知し、消費者の混乱を回避することを目的に定めたものである。

なお、本ガイドラインは、独占禁止法の趣旨に則り、SS事業者に対して特定の表示方法を強制するものではなく、あくまでもSS事業者の自由意思に基づき採用される性格のものである。

2. インボイス制度の概要

インボイスとは、「売り手が、買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいう。インボイス制度の下では、税務署長より登録を受けた適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。登録申請書の提出は2021年10月1日より可能であり、2023年10月1日から登録を受けるためには、原則として2023年3月末までに登録申請書を提出する必要がある。

なお、不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、インボイスの記載事項を簡易なもの（取引相手の氏名又は名称の記載が不要等）とした適格簡易請求書（以下「簡易インボイス」という）を交付することができる。

【インボイスの記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理^{*}は一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつ）

※端数処理の方法については、切上げ、切捨て、四捨五入等、任意の方法とすることができる。

- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

【簡易インボイスの記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

- ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
 - ⑤ 適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等（端数処理[※]は一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつ）
- ※端数処理の方法については、切上げ、切捨て、四捨五入等、任意の方法とすることができる。

【参考資料】

- ・ 「適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―（パンフレット）」（国税庁）
- ・ 「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A」（国税庁）
- ・ 「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます（リーフレット）」（国税庁）

3. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインでは、SS事業者が発行する以下のインボイスの表示を対象とする。

- (1) SSで発行するレシート
- (2) 後方値付け取引に係る請求書

4. インボイス表示の例示

(注1) 例示は、内税ベース、外税ベース、内税と外税が混在する場合の3種類を記載する。

(注2) 例示に使用している数量や単価の数値は任意の数値である。

(注3) 例示では、取引金額および消費税額の端数処理を四捨五入で処理した例を示しているが、インボイス制度において端数処理の方法は定められておらず、任意の方法とすることができる。

※なお、「第1部 消費税総額表示ガイドライン」に記載の通り、看板・価格ボード等における価格表示については、消費税法上の総額表示義務により、消費税等相当額を含む総額（内税）表示とする必要がある。

(1) SSで発行するレシート<簡易インボイス対応>

① ガソリンのみの場合

(a) 内税ベース

領収書	
〇〇石油店	
20XX年XX月XX日	
登録番号 T1234567890123	
レギュラーガソリン	¥ 5,155
数量 35.55 L	
単価 145 円	
合計	¥ 5,155
(内消費税)	¥ 469)
* 軽減税率対象品目	

(b) 外税ベース

領収書	
〇〇石油店	
20XX年XX月XX日	
登録番号 T1234567890123	
レギュラーガソリン	¥ 5,048
数量 35.55 L	
単価 142 円	
税抜10%対象	¥ 5,048
消費税	505
合計	¥ 5,553
* 軽減税率対象品目	

② 軽油のみの場合

(a) 内税ベース

領収書	
〇〇石油店	
20XX年XX月XX日	
登録番号 T1234567890123	
軽油	¥ 5,155
数量 35.55 L	
単価 145 円	
(内軽油本体@ 112.9 円)	¥ 4,014)
(内軽油税 @ 32.1 円)	¥ 1,141)
合計	¥ 5,155
(内消費税)	¥ 365)
* 軽減税率対象品目	

(b) 外税ベース

領収書	
〇〇石油店	
20XX年XX月XX日	
登録番号 T1234567890123	
軽油	¥ 5,048
数量 35.55 L	
単価 142 円	
(内軽油本体@ 109.9 円)	¥ 3,907)
(内軽油税 @ 32.1 円)	¥ 1,141)
税抜10%対象	¥ 3,907
消費税	¥ 391
軽油税	¥ 1,141
合計	¥ 5,439
* 軽減税率対象品目	

③ 軽減税率対象品目（飲食料品）を含む場合

(a) 内税ベース

領収書			
〇〇石油店			
20XX年XX月XX日			
登録番号 T1234567890123			
軽油		¥	5,155
数量	35.55 L		
単価	145 円		
(内軽油本体@	112.9 円	¥	4,014)
(内軽油税 @	32.1 円	¥	1,141)
缶コーヒー *		¥	120
数量	1 個		
単価	120 円		
ガム *		¥	110
数量	1 個		
単価	110 円		
合計		¥	5,385
10%対象		¥	4,014
(内消費税		¥	365)
8%対象		¥	230
(内消費税		¥	17)
* 軽減税率対象品目			

(b) 外税ベース

領収書			
〇〇石油店			
20XX年XX月XX日			
登録番号 T1234567890123			
軽油		¥	5,048
数量	35.55 L		
単価	142 円		
(内軽油本体@	109.9 円	¥	3,907)
(内軽油税 @	32.1 円	¥	1,141)
缶コーヒー *		¥	100
数量	1 個		
単価	100 円		
ガム *		¥	105
数量	1 個		
単価	105 円		
税抜10%対象		¥	3,907
消費税		¥	391
税抜8%対象		¥	205
消費税		¥	16
軽油税		¥	1,141
合計		¥	5,660
* 軽減税率対象品目			

(c) 内税と外税が混在する場合

領収書			
〇〇石油店			
20XX年XX月XX日			
登録番号 T1234567890123			
軽油		¥	5,048
数量	35.55 L		
単価	142 円		
(内軽油本体 @	109.9 円	¥	3,907) 税抜
(内軽油税 @	32.1 円	¥	1,141)
缶コーヒー *		¥	100 税抜
数量	1 個		
単価	100 円		
雑貨		¥	540 税込
数量	1 個		
単価	540 円		
税抜10%対象		¥	4,398
消費税		¥	440
税抜8%対象		¥	100
消費税		¥	8
軽油税		¥	1,141
合計		¥	6,087
* 軽減税率対象品目			

領収書			
〇〇石油店			
20XX年XX月XX日			
登録番号 T1234567890123			
軽油		¥	5,048
数量	35.55 L		
単価	142 円		
(内軽油本体 @	109.9 円	¥	3,907) 税抜
(内軽油税 @	32.1 円	¥	1,141)
缶コーヒー *		¥	100 税抜
数量	1 個		
単価	100 円		
たばこ		¥	540 税込
数量	1 個		
単価	540 円		
税抜10%対象		¥	3,907
消費税		¥	391
税込10%対象		¥	540
(内消費税		¥	49)
税抜8%対象		¥	100
消費税		¥	8
軽油税		¥	1,141
合計		¥	6,087
* 軽減税率対象品目			

(注4) 一のインボイスに同一税率の外税商品と内税商品が混在する場合、原則として外税金額または内税金額のいずれかに統一した上で、税率ごとに区分して合計した額を記載するとともに、これに基づいて税率ごとに区分した消費税額等を算出して記載する必要がある((c)左の例示)。

ただし、「たばこ」のように法令等の規定により「内税の小売定価」が定められている商品と外税商品が混在している場合は、「内税の小売定価」が定められ

ている商品は外税金額にせず、「内税の小売定価」を合計した金額および外税商品の合計金額それぞれを基礎として消費税額等を算出し、端数処理することとしても差し支えない、と財務省・国税庁より指摘があった((c)右の例示)。(下記(2)(c)の例示も同様。)

(2) 後方値付け取引に係る請求書

(a) 内税ベース

請求書				
〇〇御中		20XX年XX月XX日		
10月分(10/1~10/31) 15,585円(税込)				
日付	商品名	数量	単価	金額
10/1	軽油	35.55	112.9	4,014
10/6	軽油	35.55	112.9	4,014
10/13	飲料 *	1	120	120
10/21	Rガソリン	35.55	145	5,155
	10%対象			13,183
	内消費税			1,198
	8%対象			120
	内消費税			9
	軽油税			2,282
	合計			15,585
	内消費税			1,207

* 軽減税率対象品目

〇〇石油㈱
登録番号 T1234567890123

(b) 外税ベース

請求書				
〇〇御中		20XX年XX月XX日		
10月分(10/1~10/31) 16,538円(税込)				
日付	商品名	数量	単価	金額
10/1	軽油	35.55	109.9	3,907
10/6	軽油	35.55	109.9	3,907
10/13	飲料 *	1	100	100
10/21	Rガソリン	35.55	142	5,048
	税抜10%対象			12,862
	消費税			1,286
	税抜8%対象			100
	消費税			8
	軽油税			2,282
	合計			16,538

* 軽減税率対象品目

〇〇石油㈱
登録番号 T1234567890123

(c) 内税と外税が混在する場合

請求書				
〇〇御中		20XX年XX月XX日		
10月分(10/1~10/31) 17,078円(税込)				
日付	商品名	数量	単価	金額
10/1	軽油	35.55	109.9	3,907
10/6	軽油	35.55	109.9	3,907
10/13	飲料 *	1	100	100
10/21	Rガソリン	35.55	142	5,048
10/21	雑貨	1	540	540
	税抜10%対象			13,353
	消費税			1,335
	税抜8%対象			100
	消費税			8
	軽油税			2,282
	合計			17,078

* 軽減税率対象品目

〇〇石油㈱
登録番号 T1234567890123

請求書				
〇〇御中		20XX年XX月XX日		
10月分(10/1~10/31) 17,078円(税込)				
日付	商品名	数量	単価	金額
10/1	軽油	35.55	109.9	3,907
10/6	軽油	35.55	109.9	3,907
10/13	飲料 *	1	100	100
10/21	Rガソリン	35.55	142	5,048
10/21	たばこ	1	540	540
	税抜10%対象			12,862
	消費税			1,286
	税込10%対象 (内消費税)			540 (49)
	税抜8%対象			100
	消費税			8
	軽油税			2,282
	合計			17,078

* 軽減税率対象品目

〇〇石油㈱
登録番号 T1234567890123

以上